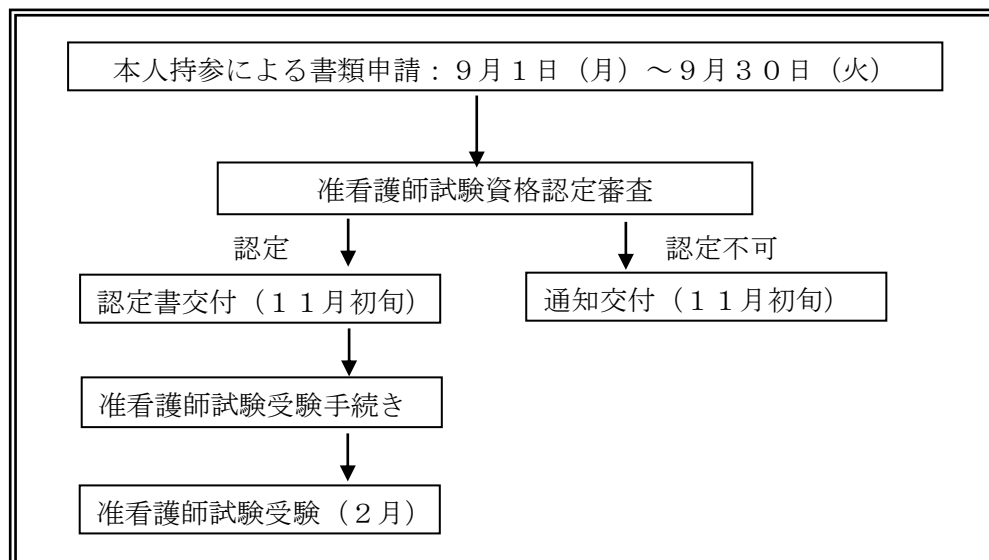


外国の看護師学校養成所を卒業した者等に関する山梨県准看護師試験 受験資格認定要領

外国の看護師学校養成所を卒業した者、又は外国において看護師免許を取得した者が、日本で准看護師試験を受験するためには、保健師助産師看護師法第22条第4号に基づき、都道府県知事の認定が必要とされている。山梨県知事が認定する受験資格認定の手続き及び審査方法は、以下のとおりとする。



1. 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を受けた者で、山梨県准看護師試験の受験資格を得ようとする者。

2. 審査方法

審査対象者から申請された書類により、以下の3に掲げる認定基準に基づき審査を行う。

3. 認定基準

以下の（1）～（8）までの認定基準を満たした者に対し准看護師試験受験資格認定を行う。

（1）外国看護師学校養成所の修業年限

ア）外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年限9年以上）、又は同等と認められる者

イ）外国看護師学校養成所の修業年限

2年以上

ウ）外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

11年以上、又は同等と認められる者

（2）教育科目の履修時間

履修時間の合計が1890時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）等に規定する教育内容を概ね満たすこと

（3）教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること

（4）当該国の判断

当該国又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること

（5）外国看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無

原則として取得していること

- (6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること
- (7) 日本語能力
日本の中学校及び高等学校を卒業していない者は、日本語能力試験 N1 の認定を受けていること
- (8) 山梨県内在住者、若しくは、山梨県外在住者で資格取得後に山梨県内の医療機関等に就職することが内定している者

4. 申請書類

申請にあたっては、申請者は以下の書類を山梨県福祉保健部医務課に提出すること。
令和7年9月1日(月)から9月30日(火)の期間で申請を受け付け、書類審査を行う。

- (1) 山梨県准看護師試験受験資格認定願(第1号様式)
- (2) 山梨県准看護師試験受験資格認定申請理由書(第2号様式)
- (3) 履歴書
学歴は、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴もできるだけ詳細に記載すること。
- (4) 次のア～オまでの書類のうち、いずれか一つ
ア 在留カード
イ 特別永住者証明書
ウ 住民票(マイナンバーの記載がないものに限る。)
エ 戸籍抄本(日本国籍を有する者に限る。)
オ 戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)
※ウ～オについては、申請前6か月以内に発行されたものに限る。
- (5) 医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前1か月以内に発行されたものに限る。)(第3号様式)
- (6) 写真(1枚:申請前6か月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。)
※写真の裏に記名の上、別紙台紙(第4号様式)に貼付すること。
- (7) 外国で取得した看護師免許証の写し
- (8) 外国における看護師免許に相当する資格試験の合格証書の写し、又は合格証明書
- (9) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し、又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し、又は学業成績証明書
- (11) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容、時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は、講義と臨地実習の別がわかるように記載すること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)
- (12) 「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」別表4における教育内容と卒業した外国の看護師学校養成所の履修科目、時間数の対照表(第5号様式)
※保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正によるカリキュラム改正に伴い、令和5年度から履修科目と時間数が改正されていることに留意すること。(内容の詳細は第5号様式)
※講義と臨地実習を区別すること。

- (13) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書
(第6号様式：施設現況書英語版)(第7号様式：施設現況書日本語版)
- (14) 外国で看護師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (15) 卒業した看護師学校養成所が当該国、又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示す証明(卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット等)
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 N1 認定書と成績書の写し、又は認定結果及び成績に関する証明書
- (17) 山梨県外在住者の場合は、資格取得後に山梨県内の医療機関等に就職することが内定していることを証明する「就労予定証明書(指定様式)」

※作成上の注意

- ① 提出書類の部数は各1部である。
- ② 提出書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- ③ 4(1)、(2)、(5)、(6)、(12)、(13)、(17)は所定の様式によること。
- ④ 4(12)は日本語で記載すること。
- ⑤ 4(7)～(11)及び(13)～(15)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
当該国の大使館、領事館とは、外国に所在する日本国の大使館及び領事館ではないので注意すること。また、公証役場の宣誓認証を含む。
- ⑥ 4(7)～(10)及び(16)の書類は、原本も持参すること。(原本は照合後に返却する)
- ⑦ 外国看護師学校養成所が統合等によって名称を変更している場合は、現存の看護師学校養成所の施設長の証明を用意すること。また、廃校している場合は、看護師学校養成所を管理している国や州政府等に問い合わせ、必要書類を準備すること。
- ⑧ 提出書類の詳細は山梨県准看護師試験受験資格認定申請書類等チェックリストを参照すること。

※申請時の注意

- ① 認定申請(申請書類の提出)は必ず申請者本人が来庁して行い、郵送、代理による申請は受理しない。
- ② 令和7年9月1日(月)～9月30日(火)までの期間(土日・祝日を除く、平日 午前8時30分～午後5時15分)で申請を受け付ける。(期限厳守)
申請が集中して希望の日時に申請を受け付けられないことがあるため、早期の申請を勧める。
また、書類に不備があった場合は申請を受理できず、再度来庁が必要となるので注意すること。
- ③ 申請には日時について電話で予約を取ってから、山梨県福祉保健部医務課看護担当に来庁すること。予約せずに来庁した場合、対応できないので注意すること。
- ④ 申請前には必ず山梨県准看護師試験受験資格認定申請書類等チェックリストを用いて申請書類に不備がないか確認し、記入した山梨県准看護師試験受験資格認定申請書類等チェックリストを持参すること。
事前の確認ができていない場合、対応できないので注意すること。
- ⑤ 申請の際には、申請書類一式及びチェックリスト、写真付きの身分証明書、4(7)～(10)及び(16)の原本、印鑑、筆記用具を持参すること。

5. 手続き及び問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1
山梨県福祉保健部医務課看護担当 TEL 055-223-1484(直通)